

加古川市車いす短期貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に住所を有する者で、おおむね65歳以上で、車いすを必要とする高齢者等に対し、一時的に車いすを貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、おおむね65歳以上で、一時的に車いすを必要とする者とする。

(貸与の期間)

第3条 貸与期間は、おおむね2週間以内とする。ただし、通算して4週間を超えない範囲で1回限り期間を延長することができる。

(申請)

第4条 貸与を受けようとする者又はこの者の属する世帯の生計中心者のほか、この者の支援を行っている者（以下「申請者」という。）は、加古川市車いす短期貸与申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸与の要否を決定し、車いすを貸与するものとする。

(使用上の注意等)

第6条 車いすの貸与を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与の目的に反して使用してはならない。

(2) 車いすを棄損又は滅失したときは、速やかに、市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(3) 車いすの貸与を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により貸与を受けたとき、又は車いすを目的に反して使用したときは、速やかに市長に返還しなければならない

(4) 車いすの貸与を受けた者は、使用する者が当該車いすを必要としなくなったとき、又は市内に住所を有しなくなったときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。